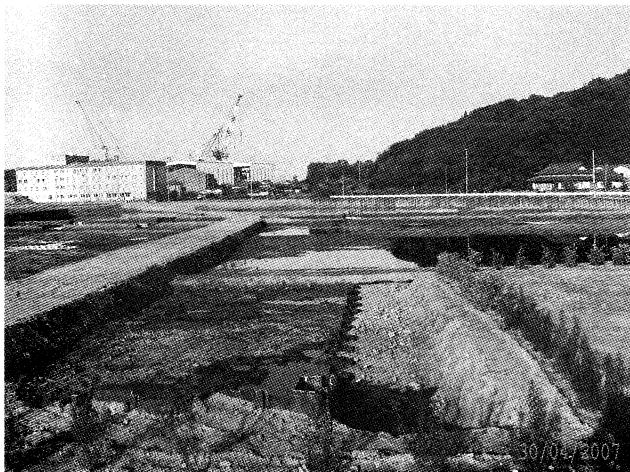


瀬戸内トラストニュース

第39号 2007年 5月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市下中野 318-114 松本方 Tel & fax 086-243-2927

今治市吉海町塩田跡地 「鉄鋼スラグ」全面撤去なる！



撤去工事が完了に近づいた現場
07.4.30撮影 吉海町・上野さん提供



4月18日、業者との協定が成立、報告会の後、記念写真
喜びに笑顔が弾ける吉海の皆さんと阿部代表
07.4.21撮影 吉海町・上野さん提供

一昨年11月から、愛媛県今治市吉海町の塩田跡地に、グリーン購入法指定のリサイクル品（路盤材）として搬入されていた鉄鋼スラグが全面撤去された。一年余りの闘いで鉄鋼スラグ全面撤去を勝ち取った。吉海町津倉地区住民の闘いの成果である。鉄鋼スラグによる粉塵被害＝住環境の悪化と健康被害を訴えながら、強アルカリや重金属による海洋汚染を明らかにし、粘り強く闘った住民の皆さんに敬意を表したい。環瀬戸としても阿部代表を筆頭に、微力ながら支援し、全面撤去できることを素直に喜びたい。全国各地で同じ問題が発覚している今、大きな成果であり、各地で闘っている人たちに勇気をもたらすものと思う。

とはいえ、塩田跡地は完全に原状に戻ったわけではない。しかし、塩生湿地の貴重な資源であり、遊水地として高潮に対する防災面での役割からも公共財として価値は大きい。行政の積極的な関与を望みたい。でなければ市民の力で愛媛県の姿勢を変えさせよう！（環瀬戸内海事務局）

目 次

愛媛県今治市 吉海町鉄鋼スラグ問題の終局	石井禮一	2
吉海の鉄鋼スラグ撤去によせて	望月康平	3
兵庫県淡路島の鉄鋼スラグ問題	小坂雅計	4
偽りのリサイクル、危ないリサイクルの現場から	吉川三津子	5
佐伯市 「磯草の権利」訴訟 不当判決を受けて	清家サダ子 原告団・弁護団	6～7
瀬戸内・錦海塩田跡地 浚渫土砂埋立に異議あり	松本宣崇	8
いまだかつてない！分譲住宅地の土壤汚染！	松本宣崇	9
香川県小豆島・内海ダム再開発の岐路	石井 亨	10
統一地方選を経て	石井 亨	11
第8回総会 6月16～17日、岡山県牛窓で開催	環瀬戸内海会議事務局	12

吉海町鉄鋼スラグ問題の終局

吉海町津倉自治会長 石井 禮一

05年11月より搬入された鉄鋼スラグは、今年4月で跡地の保有水、汚泥等を含めて除去されました。環瀬戸内海会議の阿部悦子さんを始め、松本宣崇さん、石井亨さん、小西良平さん、中地重晴さん、津田敏秀さんなど多くの専門家のご指導、ご援助の賜物と厚くお礼を申し上げます。



業者の撤去表明後、撤去工事が始まった 05.7.8

さる4月18日、最終の定期協議会が開かれ、最後にそれから挨拶があり、住民を代表して私は挨拶しました。く今日この日を迎えたのも、ここにお集まりの多くの皆さん方のお陰です。ありがとうございました。私たちの助言者は「住民と東武開発が対立的な立場を取らず、お互いに協力的に原状回復をやり遂げました。このことは他の事例では知りません。希なことであり、大げさではなく歴史に残ると思います」と。住民もこの言葉を肝に銘じなければいけないと思います。双方が貴重な体験をしました。苦しみ、助け合い、相手の立場に立ち考えるなど、今後に役立てることが大切だと思います。行政はもう少し住民の声に対して誠意を持って対応して頂いていれば、事態も深刻にならなかつたのではないかと感じている。今後は住民の意見にも積極的に耳を傾けて欲しい

>と。

東武開発からは くこの一年を振り返ると、住民から最初は嘆願書が出され、健康問題、生態系への影響、遊水池の機能等とともに、白眼視されていたが、最後はいろいろな人から良くやつてくれたと評価されたが、反面、ガイドラ

インおよびマニュアルも充実完備され、スラグの使用法を注意するようにとのアドバイスがあった。本当にこの一年間無駄ではなかった。

>と。



撤去工事が終りに近づいた
07.1.05 撮影 吉海町・上野さん提供

愛媛県からは く実質的には、この問題に纏ったのが昨年3月からであるが、当初は旨く進んでいなかった。会社も強引な一面もあった。行政も強く指導と調整が出来ず住民にも迷惑をかけた。住民の意見は謙虚に受け止める。要望に組織上即座に対応できないケースもあるが、誠意を持って耳を傾け対応していきたい。

>と。

私はこの問題が短期間で和解したのは、多くの幸運な要素が重なり合ったからだと考えています。まず住民の結束、阿部悦子さんとの関りが出来たこと、環瀬戸内海会議など多くの専門家のご指導、東武開発の経営理念が優れている、鉄鋼業界が好況である、などなどである。

残る大きな問題は跡地の所有権をどこにするかの問題。住民にとってはこの土地は既にもとの土地ではない。積極的な利用管理にはお金とエネルギーがかかる。将来住民の負担にならないかと言う事。行政が治水施設、臨海自然など利用目的の公園、自然再生の研究サイトなどで管理できないか。

県、市は用途の見通しが全く立たない現状では所有する意思はなく、当面は東武開発が所有せざるを得ない、少し時間がかかりそうです。

2007年4月

吉海の鉄鋼スラグ撤去によせて

京都大学大学院地球環境学舎博士後期課程 環境計量士 望月 康平

吉海の事例はたくさん的人が関係しているだけに、いろいろな観点から問題提起や議論があつてしかるべきだと思います。ここでは環境問題に関連した国際的に認知されているキーワードのうち、吉海の問題と関連が深い3つのキーワード——「未然防止原則」「汚染者負担原則」「排出事業者責任」——を通して、振り返ってみようと思います。

はじめに、公害の未然防止原則の視点から見たとき、吉海の事例では、行政当局は業者がスラグを持ち込む以前に、業者に対して土地の経歴（塩田跡地）や利用状況（遊水地として利用）を説明し、スラグ搬入不適地であることを伝えるべきだったといえます。遅くとも、住民から苦情が発生した時点ですばやく搬入にストップをかけるべきでした。この点は、『トラストニュース36号』に紹介されている、小豆島へスラグが持ち込まれた際の香川県のすばやい対応と対照的です。

次に、汚染者負担原則の観点から見たとき、スラグ搬入業者自らが10億円もの撤去費用を負担したことは、高く評価できます。汚染者自身が‘痛い目’にあうことは、今後、業界全体が反省するきっかけになる可能性があり、前述の未然防止原則に則った行政判断がすみやかに行われることにも繋がるはずです。

3つめの排出事業者責任の観点から見れば、吉海の事例ではスラグ搬入業者が大手鉄鋼メーカーの子会社であったため、汚染者と排出事業者との間にいわば‘血のつながり’があったといえます。常識的に考えて、スラグ搬入業者が単独で撤去費用全てを支払うことは極めて困難なはずですから、親会社である鉄鋼メーカーから何らかの援助があったと推測されます。吉海の皆さんが出排出事業者たる鉄鋼メーカーの責任をも視野に入れて交渉を続けたことは、

スラグ撤去の実現に大きな役割を果たしたに違いありません。

このように3つのキーワードを通して吉海の事例を振り返るとき、結論として、環境汚染の「未然防止」はできなかつたが、ひとたび汚染されてしまった土地を「汚染者負担原則」に則り、「排出事業者責任」も視野に入れスラグの全撤去を達成することができた、といえるのではないでしょうか。

吉海の住民の皆さんは業者・行政に対して「搬入をやめてください」「スラグを安全に撤去し、原状回復してください」「鉄鋼メーカーとの交渉も辞さない」と毅然とした態度で交渉してこられました。これらは生活感覚の中から発された常識的な言葉であると同時に、高い理念に裏打ちされた地域の意志の表明でもあつたと思います。地域の中で地道に話し合いを続け、高い理念を持って合意形成してきたことが、5万5千トンものスラグの撤去への最大の原動力であったと思います。そして最終的にはスラグ搬入業者さえもその理念を一定共有できたのではないかと感じました。その一方で、一貫して行政が三つの原則を無視する態度を示し続けてきたことは（少なくとも私にはそのように見えました）、この先吉海での教訓が活かされないので、と危惧しています。

この原稿を依頼されたとき、阿部悦子さんから、「撤去跡地にたくさんの生き物が戻ってきました！」とお聞きしました。これから、吉海の自然が元の姿に帰っていき、豊かな海と共存した地域の方々の生活が末永く続していくことを心より願っています。

（事務局 注 望月康平さんは昨年5月から、長野大学の関口鉄夫先生や梶山正三弁護士とともに、再三吉海に駆けつけ住民の鉄鋼スラグ撤去の闘いを支援して来られた方です。）

淡路島の鉄鋼スラグ問題

洲本市五色町在住 小坂 雅計

洲本市五色町鳥飼浦地区（通称：清水谷）

07年2月初旬、地元粘土業者により、「洲本市五色町鳥飼浦地区（通称：清水谷）にリサイクルの変な物が連日運び込まれ埋め立てられています。県警がプレイボーイ(07.2.12号)掲載記事のコピーを数部置いていった」との情報があり、情報を寄せた業者を訪問しました。話したところ、すでに県警も県・洲本市各担当課も2~3度調査したが、「グリーン購入法」のもと、リサイクル商品で当然とばかり、「作業中止措置」を取らず分析すらしてされていません。コピー数部を置いた理由は、地元で問題視してくれないかとの意向のように思うとのことでした。



五色町から送られた、現地採取された鉄鋼スラグ

早速、現地に入りました。そこは平成5年（1993年）ごろから阪神間での川底浚渫や地下鉄建設工事の泥土にセメントを混ぜて乾かした“黒い土”を湊港に陸揚げし、山間の谷間に埋め立て、地元から悪評を買った所でした。当時五色町も業者と交渉したようで、町議会も建設残土条例を制定し一定の効果があったようです。しかし、すでに2~3haにもなっていた問題の土地に、今回、同じ業者によって鉄鋼スラグが“黒い土”的上と、さらにその奥の谷間に埋め立てられ、整地のうえ野積みされているのです。契約上は10万5千トンと言われていますが、15万トンと推定されています。排出元が山陽特殊製鋼であることは、兵庫県も認めています。

現場と人家は遠く離れており、今のところ人的被害は出ていませんが、今後長期にわたり雨水等により浸出し徐々に海へ流れ出る危険が予想されます。

漁業組合としても反対すべきなのですが、搬入業者が“いわくつき”であること、風評による不買を恐れ、際立った反対運動にならない現実があります。一方、近くには800区画の宅



鳥飼浦搬入時、湊港に積まれた鉄鋼スラグ
07.2.20撮影 小坂さん提供

地造成地があり、50戸の新興住宅自治会には、「鉄鋼スラグはダメ！」と、声高に言われる自治会役員もあります。同時に町域住民に知られる思いもあり、プレイボーイの今治・小豆島・岡山・愛知の例を記事にして配布しています。

西湊町櫟田（いちだ）地区

五色町に隣接する現地は約2km程度離れた南あわじ市西湊町櫟田地区。4月27日現地を調査したところ、ここも山を切り崩し土取りした土地約4haに、同じ業者が鳥飼と同時期に“黒い土”で埋め立てた所で、昨年から鉄鋼スラグで“黒い土”を覆い整地し、山のように野積みしています。鳥飼と全く同じ手法です。すでに4haの内2haが、鉄鋼スラグで整地され野積みされていることをイメージしてみてください。



櫟田地区現場 07.4.27撮影 小坂さん提供

この現場では直近に6軒ほどの集落があり、住民3人に聞き取りしたところ、鼻づまりとタンが切れない、黄色いタンが塊になって出る、目が痒くなる、などの症状を訴えています。これは今治市吉海町と同じ症状が出ており、健康診断が必要と考えられます。

偽りのリサイクル、危ないリサイクルの現場から

ダイオキシン・処分場問題愛知ネットワーク／代表 吉川三津子
<http://homepage3.nifty.com/aichigomi/>

毎年といってよいほど、廃棄物処理法が改正されているが、廃棄物の発生抑制という根本的な解決に結びつく施策ではなく、リサイクルでゴミ問題を解決しようとする法整備や社会的風潮が続いている。

このような施策は、廃棄物処理・処分場での違法行為を、リサイクル現場に移すのみで、更に問題を複雑化し、市民から見えにくくすることを予測し、「リサイクル」を否定はしていないが、リサイクルが廃棄物処理に悪用されると警鐘を鳴らしてきた。

一部上場企業「石原産業」がおこなった 「リサイクルの名を騙った 不法投棄「フェロシルト事件」

フェロシルトは、酸化チタン製造過程でできる廃棄物「廃酸」を中和させてつくった土のようなものであり、埋め戻し材として流通した。酸化チタンは、白色顔料として冷蔵庫や車の塗料、最近は光触媒として環境に優しい商品として、脚光を浴びている。

しかし、原料であるチタン鉱石は、ウランやトリウムなど放射性物質を含むため、廃棄物であるフェロシルトに放射性物質が残る。そして、私たちの活動は「放射能を含む産廃のリサイクルは、認めないで！」ではじまった。



平成14年7月、変な土が工事現場に持ち込まれているという情報から、私たちは活動をはじめ、フェロシルトが三重県リサイクル認定を受けていることも知った。

トラックを追跡したり、愛知・岐阜・三重の市

民団体が手を結んだりして、活動を進めた。そういった活動もあり、岐阜県の調査でフェロシルトから六価クロムが検出され、石原産業に自主撤去をさせるきっかけとなった。

しかし、後にわかったことだが、石原産業のリサイクル偽造は、悪質きわまりなく、他の工程から出る廃液や他の工場から出る廃水を混ぜてフェロシルトを製造したり、三重県リサイクル認定においても虚偽の申請をしたり、行政に偽サンプルを提出していたのである。更にひどい話は、六価クロムが含まれていることがわかつていながら流通させたこと。

フェロシルトは、「老後ために、ケナフを栽培して、一緒に事業をしましょう」「土地を貸してください。ケナフの森を作つてお返しします」「農作物がよく育つので、使いませんか?」と、巧みな話術で、不法投棄しながら投棄されていった。石原産業は、産廃処理費削減のために、リサイクルを悪用したのである。

中国の好景気で「鉄鋼スラグ野積み問題」

今から5年前、自宅近くにきらきらと光る砂のような山ができる。役所に聞くと鉱滓だという。2年経っても持ち出されるような気配がない。「これは、廃棄物ではないか」と尋ねると、「製品として使えるには、しばらく寝かせる必要がある」と愛知県は答えた。そして、別の場所ではあるが、昨年(H18年)、野積みされた農地の隣の田の稻がすべて枯れた。

鉄鋼スラグは、路盤材として利用できるということで、愛知県のリサイクル認定も受けている。しかし、鉄鋼の中国輸出が急増し、その廃棄物である鉄鋼スラグがだぶつき、愛知県海部地区周辺だけでも、6カ所の現場を確認しており、フェロシルトと同じ問題をはらんでいるのではないかと、私は思う。

「リサイクル」という言葉の幻想

売れなければ「リサイクル製品」だって廃棄物。しかし、いつまで経っても「廃棄物」として扱われない不思議さがある。そこには、誰もが無条件に環境にやさしいものと受け入れてしまっている現状がある。リサイクルとは何か。リサイクルするに値するリサイクルとは何か。考えるときだ。

「磯草の権利」訴訟 不当判決を受けて

佐伯の自然を守る会会長 清家サダ子

佐伯市大入島「廃棄物埋立て護岸事業計画」が発覚し、公有水面埋立て反対に立ち上がって10年、大分県に対し公有水面埋立ての免許取消を求めた訴訟を起こして4年、私たち住民は生命がけで闘ってきました。3月26日の判決での不当な結果に憤りを感じずにはいられません。



判決後、不当判決に抗議して（大分地裁前） 07.3.26

この問題の発覚 당시에、私は浜本幸生先生の「漁業権と地先権」という本を読ませて頂きました。その中に「我が国においては、江戸時代から『磯は地付』という考え方の下に、地元の漁村に沿岸部の漁場独占的に利用（漁業部落の総有と考えられる）して来た慣習法として法律と同一の効力を有する・・（中略）・・いまだに古来からの海の入会慣行としての一村専用漁場の慣習が残っている」ことを、文献中に指摘されていることを知り、私たちが幼い頃から親しみ、住民を育んでくれた、先祖から子孫へと伝えていくべき美しい豊かな海は、私たちにとって無限の宝物であると、意を強くしました。

この10年間筆舌に尽くせないこもごもの問題を取り組んできました。裁判というものは法のもとに正しい裁きをするものと思い込んでおりました。血も涙もない無情な結果にただ唖然としました。行政の圧力に屈し、法を無視してよいのだろうか。日本の未来に暗雲の断ち切る思いがしました。



判決後の報告集会で問い合わせを表明する清家さん

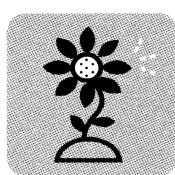
熊本（一規）先生（明治学院大教授）、合田（公計）先生（大分大教授）、諸先生方、海中をもぐり何回も調査してすばらしい調査結果を発表して下さった山下（博由）先生（貝類保全研究会）、特に、4年間の裁判にご尽力下さった弁護団長の徳田先生、鳥丸先生、田中先生、松尾先生はじめ弁護団の先生方のご苦労を考えます時、この活動の足跡を無駄にしてはならない。これから世の中に輝かしい生きた運動として、歴史の一頁に残るべく全力をあげて闘って行かねばと思っています。

10年間一丸となって活躍して下さった地区の大勢の皆さんと、より一層のスクラムを組んで邁進して行きたいと思っています。

（2007.3.31）

*注1：（ ）内は事務局で付記しました。

*注2： 浜本幸生先生について 1999年11月逝去。元水産庁漁業調整官。熊本一規教授によれば、大分県の風成裁判はじめ漁業法の解釈をめぐる多くの裁判で証人として立たれた「漁業法の神様」だった。



不当判決に対する抗議声明

大入島埋立反対訴訟

原告代表石間区区長

藤原清人

原告弁護団代表弁護士

徳田靖之

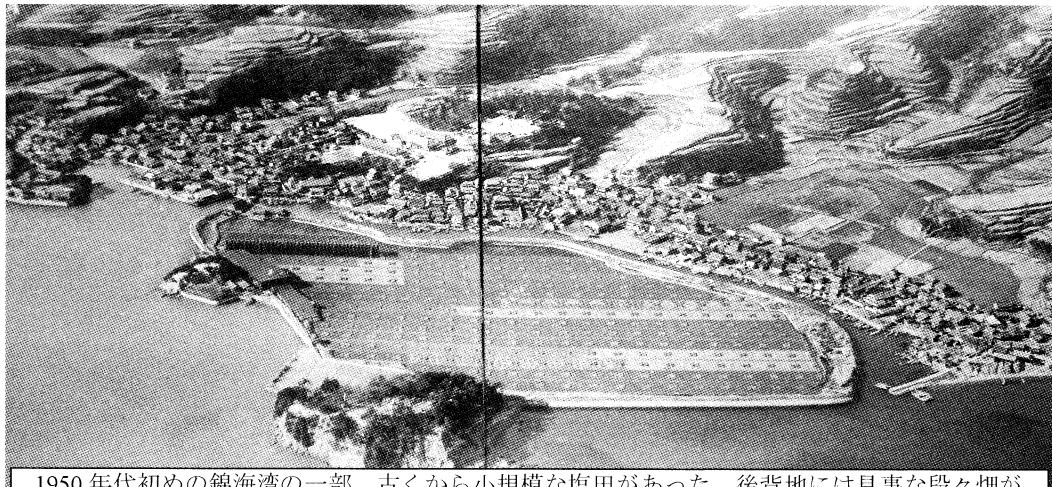
- 1 本判決は、司法に課せられた使命を放棄し、違法かつ杜撰極まる本件埋立計画に対する司法審査を回避した、極めて不当な判決である。
 - 2 本件埋立計画には、4つの背理がある。
 - 1つ目は、美しい海を、ヘドロで埋め立てるという背理。
 - 2つ目は、緑あふれる石間浦、また過疎に悩む石間浦に、緑地を作り、宅地を造成するために、埋立てをするという背理。
 - 3つ目は、石間浦に30戸の宅地と緑地を作るためだけに、約40億円以上もの莫大な税金を投入するという背理。
 - 4つ目は、埋立免許を「大分県」が出願し、それに対する免許を「大分県」がするという背理。以上のように、本件埋立計画は、誰の目にも明らかな大きな矛盾を抱えている。
 - 3 にもかかわらず、本判決は、原告らの原告適格を否定し、原告らの請求を却下した。
 - 4年間におよぶ実体審理を経ながら、何ら実体判断には立ち入らなかったのである。原告適格を否定した理由は、要約すると以下のとおりである。
現行漁業法上は、慣習法上の漁業権が成立する余地はないこと、原告らが主張する「磯草の権利」は現在では入札制度として運用されていて、保護すべき慣習法上の利益としての実質を備えていないこと、浚渫土に含まれるパルプ排水由来の成分はそれ自体有害性が認められないから、本件工事による生活環境の著しい悪化は認められないと等の理由による。
 - 4 しかし、上記判決理由は、明らかに不当である。
原告らは、慣習法上の漁業権「磯革の権利」を有している。原告らは、明治時代以前より自らの部落に続く磯を、自らの部落の一村専用漁場として、入会的に利用・管理してきた。それは、漁業法の成立においても変わることなく引き継がれ、慣習法上の入会漁業権として生き続けている。戦後においては、部落民が日頃の生活の糧として、磯草の権利を行使して、採貝・採藻をするほか、昭和30年代以降現在まで、石間区が主体となって、磯草の権利を入札にかける方法により、磯草の権利を行使し、部落のために役立ててきた。よって、原告らに、慣習法上の漁業権たる磯草の権利があることは明白である。
また、本件浚渫土には有害なパルプ排水由来のヘドロが大量に含まれていることは、生田意見書によって明確にされている。
 - 5 にもかかわらず、本判決は、これを無視し、原告らの原告適格を否定した。そして先に指摘した4つの明らかな矛盾に目をつぶり、一切の実体審理を放棄した。
裁判所には、違法な行政権の行使に対し、厳しく目を光らせ、行政権の行使に逸脱・濫用があれば、その行使を英断をもって止める職責が課せられている。平成18年改正行政事件訴訟法は、この趣旨を明確にするため原告適格の範囲を拡大し、違法な行政権の行使に対する国民の権利行使の道を拡大した。にもかかわらず、本件判決が先に指摘したような明らかな矛盾に対し、一切の実体審理を拒否したことは、裁判所自らが、自らの職責を放棄したと言える。このような判決は、断じて許すことができない。
 - 6 原告らの埋立反対の決意は本日の判決によても、いささかも揺らぐことはない。原告らは、ただちに控訴し、本判決の不当性を明らかにするとともに、大分県に対しても、工事の中止を引き続き求めていく所存である。
- 以上

佐伯市大入島の埋め立てに反対する闘いは続きます。「磯草の権利」訴訟は舞台を福岡高裁に移して控訴審が続きます。環瀬戸内海会議は引き続き埋め立て反対運動を支援していきます。物心両面からのご支援をお願いします。

瀬戸内・錦海塩田跡地 浚渫土砂埋立に異議あり

環境省選定日本の重要湿地500 力キ養殖地に接する塩田跡地

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇



1950年代初めの錦海湾の一部 古くから小規模な塩田があった。後背地には見事な段々畑が

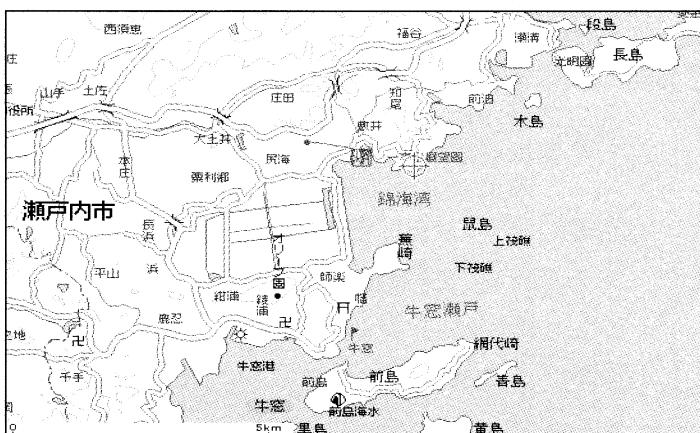
錦海塩田跡地は、錦海塩業（岡山県瀬戸内市）が1958年に錦海湾を堤防で仕切って開発した約500haのもので、71年の塩田廃止以降、一部が産業廃棄物処分場とされているが、計画が二転三転して利用されずに残されている。

錦海湾は岡山県内有数の力キの養殖場である。また、塩田跡地の湿地は環境省の「日本の重要湿地500」に選定されており、アッケシソウの群落や、同省のレッドデータブックに絶滅危惧種とされるツクシガモやオオタカ、ハヤブサなどの生息地としても知られ、塩生湿地を形成している。

昨年4月3日、この塩田跡地の一部170haに、瀬戸内海沿岸の港湾工事などで発生した浚渫土を、今後13年間で433万立方メートル分運び込むための開発許可申請が県に提出された。

持ち込まれる浚渫土による土壤・海洋汚染の危険性や、地域の生態系の保全、軟弱地盤埋め立てによる防災上の問題（しかも堤防は錦海塩業が管理！？）、埋め立て後の利用計画もない見切り発車の、この開発計画に、地元住民はもとより、漁協・環境団体が岡山県に異議申し立てを行った。

広大な「開発」にもかかわらず、この開発が民有地で利用目的が不明なため、岡山県県土保全条例以外、なんらの規制も受けず、持ち込まれるものチェックも、瀬戸内市との協定しかないのが現状である。そもそも、この塩田は公有水面埋立法によって埋立て免許を受けた塩田で、その目的がなくなった時は、法的には原状復帰か、補償を経て国の所有に属することとなっている。



そして、住民の不安や疑念を無視して、岡山県は、条例での審査基準に適合するとして昨年10月4日にこの開発に許可を与えた。それに対し、地域住民や環境団体が12月1日に行った行政不服審査法にもとづく異議を申し立てたが、地元住民がいるにも関わらず「当事者能力不適格」と、今年3月22日に不当にも却下された。

錦海湾はかつて、奥行5kmの広大な遠浅の干潟と藻場であり、海の恵みを私たちに与えてくれた。その地が、海で処理不能

の浚渫土砂埋め立てという、危機にさらされている。瀬戸内海でも数少ない貴重な塩生湿地は、将来の地域資源であり、利用の仕方によっては豊穣の海を蘇らせる可能性もある。自然再生が進められている今、利用計画も環境影響評価もない、塩田跡地の浚渫土砂埋め立てに断固反対の声を！

いまだかつてない！分譲住宅地の土壤汚染！

平穏な一家団欒を求めて移り住んだ団地に有害ガスが噴出

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

岡山市東部郊外の見た目には閑静な住宅団地「小鳥が丘団地」。全34戸約120人が暮らす、ごく普通の郊外団地である。この団地の住民から相談が寄せられ、団地を訪れて話を聞いた。この団地は1988~93年に、地場企業「両備グループ」の両備バスによって分譲された。その際、同社から住民への土壤汚染の説明は一切なかったという。



事の起りは2004年7月、岡山市水道局の水道管取替え工事だった。道路を掘ったら黒い土、黒い油が出てきたのだ。分譲業者・両備バスの調査では、トリクロロエチレン（基準の27倍）、ベンゼン（同26倍）、ジクロロエチレンなど、環境基準を大きく上回る有害物質が検出された。だが、同社は「開発時は環境基準もなく、汚染土壤の認識はなかった」と説明した。

04年10月同社は、「環境対策検討委員会」を設置し、岡山市もオブザーバーとして加わった。しかし、委員会は非公開で、住民は傍聴すらできず、議事録の閲覧すら拒否された。しかも委員会はわずか3回の開催で、2カ月後わずか2頁の意見書をまとめ解散した。意見書は「直ちに健康被害の危険性はないが、推移を見守る必要がある」との内容だった。ところで住民不在・密室協議の委員会を「中立性を保ち議論も適正」とした岡山市の評価はなんなのだろう。

岡山市にはもう一つ不可解な疑惑がある。市水道局が取替え工事を行おうとした水道管は、1980年代末宅地造成に伴い、敷設されたものだが、「鉛管」であった。鉛管の新設は1978年すでに中止されていたはずだが、市水道局は「樹脂系のポリエチレン管は化学製品のため変質する恐れがあり鉛管の使用を承認した」(06年2月14日、水道局の説明)というのだ。当時、水道管敷設業者から「土壤が悪いので耐久性に問題が

ある」として、鉛管使用が申請されたと。団地を造成した両備が、それを知らなかつては済む問題ではない。



内海ダム再開発の岐路

環瀬戸内海会議副代表 石井 亨

平成18年度末に至って内海ダム再開発用地の買収は90パーセントを超えており、再開発に反対する地主への行政による攻勢が一層厳しいものになっていました。これに対して残る地主7名に用地買収に関する代理人弁護士が着任し、用地買収に応じない意思表示と代理人に委任した旨を県及び町に通告しました。これで事実上用地買収は停止し、買収の完了は困難になったと言えます。



その一方で、香川県は県議会2月議会で、内海ダム再開発計画には前年とほぼ同様の5億円余の予算を付けました。事業主体である県はあくまで事業継続の構えです。

逼迫する香川県財政

香川県は逼迫する財政事情を受けて、平成17～19年度までを財政の緊急対策特別期間として財政の健全化に向けて取組みました。しかし、交付税の予想以上の減額を受けて、この3年間で貯金に当たる基金も使い果たし、平成20年度以降は、これまでと同じ事業を繰り返していくことは困難な状況に立ち至りました。

財政事情からすれば大型開発は根本的に見直さねばならない時期に来ています。

特に内海ダム再開発事業は、再開発の必要性の根拠となっている51年災害規模の降雨の場合でもダムによる洪水調整がほとんど必要ないこと、また、高潮の場合はダムで河口域の洪水が防げないことなど、ダムの必要性そのものが疑われています。こうした疑問に答えることなく強制収用によって土地を没収することは困難だと考えられます。

代案への道

再開発計画を抱える別当川は、平成16年にも河口域で大規模な氾濫を招いています。この日降雨はほとんどありませんでした。高潮が原因でしたが、潮位に偏差が生じると雨が降らなくとも河口域では氾濫するのですから、川への放流量をいくらダムで調整しても防げません。海面の上昇も含めて河口域の対策を行なうべきでダムによる洪水のピークカットと言うのは誰が考へても実態には合いません。

何故ダム再開発計画が進行しているかといえば、「一度決めたから進めている」のであって必要だから進めている訳ではありません。さらに行行政は、一度決めたことを修正する手続を持ち合わせていません。ダム再開発計画の見直しをどのように行なせるかが次の課題になります。



全国的に、河川の計画に対して住民参加を求める声が高まり、吉野川でも大規模なシンポジウムが開かれます。内海ダム再開発問題にも日弁連の調査等が予定されています。今年こそは、ダム計画見直しに着手の年にしななければなりません。これらにあわせて立木トラストも追加していきたいと思います。

地 方 統 一 選 を 経 て

環瀬戸内海会議副代表 石井 亨

4月29日をもって2期8年の任期を満了させて頂きました。沢山の皆様にお世話になり、また多くのことを教えていただきました。本当にありがとうございました。

また、3選目を目指した今回の選挙でほぼダブルスコアという大差の中で4664票を頂いて落選となりました。そして、この選挙区固有の事情はともかくとしても今回の選挙では幾つも考えさせられることがありました。

その一つは選挙後半に差し掛かろうとしたときに朝日新聞大阪本社版で、「豊島問題は終わった、風はどこへ」という論調の新聞記事が出されたことです。

「豊島問題が終わった」と一蹴できるということは、何も始まってもないということと同等です。何故このような問題が起こったのか、そして何故処理することが実現できたのでしょうか。そこには住民と行政の間の命題が刻まれているはず。それが終わったというのであれば、自立した有権者たちと、開かれた行政・極めて健全なこの国の姿があるはずです。はたしてそうなっているでしょうか。豊島問題を読み解く前に一蹴してしまい学ぶことを拒否したとしか言いようがありません。「学ばない国・日本」その一翼を朝日新聞社が担ったことが不気味なのです。

いま一つは、事務所開きからはじまって、首吊り、自己破産、差し押さえと競売、生活保護、アルコール依存等など、選挙と平行しての相談

受付となったことです。日常的にこうしたご相談は受けておりましたが、情報発信の量が増えると相談が増えてくるのです。

どこに相談したら言いかわからないけれど困っているという人が沢山います。思った以上に格差は拡大していて、世の中を考えるどころではないという状況が広がっているのです。「便利さと安楽を求める全体主義・ファッショの蔓延」といった意味の表現をした人がいると聞きましたが、格差拡大への脅威は、闘うことには繋がるのではなく、「長いものには巻かれろ、寄らば大樹の陰」へと一気に後退してしまったのではないかと思うのです。

そうした中で「あなたの応援をすると村八分にされる」という、旧来の村八分選挙が台頭しながらも託して頂いた4664票は極めて重たいものだと痛感しています。

5月に入ったものの、やっと選管事務は終わりましたが、まだ清算業務は終了していません。豊島から船に乗って作業に通っています。今後の身の振り方が決まっているわけではありませんが、「島のたより」という小豆島内向けの県政報告紙を総合誌としてバージョンアップして、全国への発信に切り替えることから始めようと考えています。

選挙の明暗が極めて明確であったために、課題も非常にはっきりと見えた気がします。

今後ともよろしくお願ひします。

☆ ☆☆☆☆今年もやります海岸生物調査☆☆☆☆☆

2007年度の海岸生物調査には、高木仁三郎市民科学基金より調査研究助成を得ることができました。これまでご協力頂いた皆さん、今年もよろしくお願いします。

海岸生物調査 当面の日程

5月 12日（土）13時30分～16時 報告会 堺市 協力：エスコープ大阪
「環瀬戸内海会議の活動」「瀬戸内海での生物調査」「瀬戸内海の環境の現状」等

5月 19日（土）10時～16時 兵庫県 明石、西宮、甲子園浜調査 協力：都市生活
6月 2日（土）11時～15時 大阪府貝塚市二色ノ浜調査 協力：エスコープ大阪
6月 3日（日）13時～ 香川県豊島不法投棄現場北海岸調査

アースティカガワ in 豊島の一行事として

7月 1日（日）14時～ 岡山県瀬戸内市牛窓町調査 協力：牛窓再発見の会
7月 14日（日）14時～（予定） 岡山県備前市片上湾調査 協力：アースキッズIRI

環瀬戸内海会議第18回総会

～リサイクルを騙る廃棄物～狙われる塩田跡地～

日時：6月16(土)～17日(日)

会場：岡山県瀬戸内市牛窓町前島 カリヨンハウス

第18回総会を6月16(土)～17日(日)、岡山県瀬戸内市牛窓町前島で開催します。

「東洋のエーゲ海」といわれた牛窓の直近、錦海湾に500haを越す日本有数の巨大塩田＝錦海塩田跡地に浚渫土砂処分場計画が持ち上がっています。跡地は70年代に一部が産廃処分場となり、80年代末、酸化チタン精製に伴う放射性廃棄物が発覚、全国的に問題となった所です。他方、錦海湾は岡山県内有数のカキ養殖場です。また、牛窓は近世、朝鮮通信使の寄港地として下関・上関・鞆の浦・室津などと並び栄えたところです。第18回総会にご参加ください。

詳しくは別紙第18回総会参加申込書をご覧頂き、6月12日まで事務局にお申し込み下さい。

アースデイかがわ in 豊島 2007

豊島で考えよう 未来あるくらし

海岸ゴミ外来植物 掃討作戦

6月3日(日) 10:00～16:00 豊島産廃現場北海岸

参加費：大人・高校生 500円 ほか無料 少雨決行

主催：アースデイかがわ in 豊島実行委員会
環瀬戸内海会議も協賛しています

ビデオ&DVD「瀬戸内の原風景 長島」

- 第1章 “長島って どんなところ”
スナメリの遊泳をはじめ、素晴らしい自然環境と豊かな生態系をビジュアルな映像で捕らえました。
 - 第2章 “長島に原発計画が…！”
詳細調査による環境への影響や、原発計画が進められた際の深刻なダメージについて報告しています。
 - 第3章 “長島の未来は？”
私たちが選択すべきものは何なのか？長島の未来について考えます。
- ※ 價格：VHS・DVD いずれも 3,000円 ※ 時間：30分
環瀬戸内海会議事務局でも、好評取り扱い中です！

07年度会費納入のお願い

年会費 個人一口 2,000円 団体 5,000円

既に納入頂いた方にも振込用紙を同封しておりますが、ご容赦下さいますようお願い致します。環瀬戸の活動は主に年会費とカンパで賄われています。また、環瀬戸では上関はじめ各地の運動支援や瀬戸内法改正のための支援カンパをお願いしています。余裕のある時に少しでもカンパを頂けたら幸いです。

瀬戸内トラストニュース 第39号 2007年5月12日発行 / 発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 代表 阿部悦子 (TEL 089-915-0619)

郵便振替口座 01600-5-44750 加入者 環瀬戸内海会議

URL <http://www.tiki.ne.jp/~rkshizutani/>

メールアドレス kanseto@mx36.tiki.ne.jp